

# 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」 改正案の概要

令和 5 年 6 月 1 日  
法務省大臣官房司法法制部

## 1 趣旨

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 17 号。以下「改正法」という。）により認証紛争解決事業者に義務付けられている利用者等に対する情報提供について、現行の事務所での掲示による方法によるほか、インターネットの利用その他の方法により公表する方法によることもできることとされたことに伴い、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

ガイドラインについて以下のとおり見直すこととする。

### (1) インターネットの利用その他の方法による公表に係る記載の追加

ガイドライン 6 (3) に、今後の情報通信技術の進展に応じてインターネットの利用以外の方法によることも可能であるが、現時点ではインターネットの利用が想定される旨、インターネットの利用による「公表」は継続的かつ容易に閲覧可能な状態に置くことが必要である旨並びにインターネットの利用による公表に該当する例として以下のア及びイを追加する。

ア 認証紛争解決事業者のウェブサイトのトップページ（ホームページ）等、最も目にするページに公表事項を明確に表示すること。なお、表示の明確性については、閲覧者が見落とさないようにするため、その表示の位置、文字の大きさ、配色などに配慮することが求められる。

イ 認証紛争解決事業者のウェブサイトのトップページ（ホームページ）等、最も目にするページにおいて、閲覧者が明確に認識できるようなリンク表示や参照方法に係る表示をし、かつ、当該リンク先や参照ページに公表事項を明確に表示すること又はクリックにより表示される別ウインドウ等に公表事項を明確に表示すること。なお、表示の明確性については、上記アと同様。

### (2) その他

その他、用語の整理等、所要の修正を行う。

## 3 施行期日

改正法の施行の日（令和 5 年 7 月 28 日）から施行する。